

「群馬パーセントフォーアート デザイン/アートワークス」 デザイン・アート活用事例制作業務 仕様書

1 目的

群馬県では、「群馬パーセントフォーアート」推進条例に基づき、アーティストが自立できる環境の整備を図っている。また、事業者や県民に、デザインやアートを自らの活動に気軽に取り入れられるよう取り組んでいるところである。

この取組の一環として、デザインやアートの活用事例を掲載したデータベース「「群馬パーセントフォーアート デザイン/アートワークス」(以下、「DAW」という)」を構築・公開している。アーティストやデザイナー(以下、「クリエイター」という)によって事業やコミュニティが活性化した事例等を紹介することでこれまでなじみのなかった方がデザインやアートを活用するきっかけとする。

2 業務名称

「群馬パーセントフォーアート デザイン/アートワークス」デザイン・アート活用事例制作業務

3 業務の内容

主に県内において、クリエイターによって事業やコミュニティが活性化した事例等を取材し、テキストにする。業務を実施する際には、「群馬パーセントフォーアート デザイン/アートワークデータベース：コンセプト」(資料1)を参考にすること。

- ① 実施時期：契約締結～令和9年3月24日まで、1ヶ月に3件を目安
- ② 実施回数：計20回程度
- ③ 取材方法：原則として対面によるものとする。ただし、取材対象者の所在場所等により、オンラインによる取材も可能とする。なお、取材対象者への謝金は原則として支払わないものとする。
- ④ 特記事項：受託者は以下の点に留意し、業務を行うこと。
 - (1) 取材対象の候補は原則、発注者が選定するが、適宜、自身が把握する事例等を県へ共有すること。
 - (2) 取材対象となる事例が、事業者とクリエイターとの協業により実施されている場合は、原則として事業者取材すること。協業したクリエイターをDAWに掲載する場合、発注者がクリエイターへ連絡する。
 - (3) テキスト制作にあたっては、以下の点に留意すること。
 - (i) 取材対象者の決定にあたっては、県と事前に打合せを行うこと。
 - (ii) 県との打ち合わせは、2ヶ月に1回以上設けること。
 - (iii) 制作するテキストの分量や内容については、DAWに登録されている事例を参考にすること。
 - (iv) 取材対象から提供を受けた写真等をテキスト内に盛り込むこと。
 - (v) DAWへの掲載ができるよう、体裁を整えること。
 - (4) 業務の全ての過程において、県と密に協議及び県に対し報告すること。
 - (5) DAWの周知・PRを目的とした販促物のデザイン制作を行うこと。ただし、印刷費用は本業務に含めない。

- (i) 販促物の媒体は、紙媒体（チラシ、名刺等）を基本としつつ、本事業の目的及びターゲットに照らして最も効果的と考えられる手法を提案すること。必要に応じて、複数媒体を組み合わせた提案も可とする。

4 助言

株式会社ジイケイ京都（以下、「GK 京都」）が実施する。受託者は取材対象者の決定に係る県との打ち合わせ等、GK 京都から 3 回以上助言を受ける機会を設けること（助言に係る費用は 1 時間あたり 8,000 円で積算すること）。

5 実績報告の提出

委託業務内容の終了後、直ちに実績報告書を提出する。

6 契約期間

契約の日から令和 9 年 3 月 24 日まで

7 その他

- (1) 前条までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) 自然災害や感染症の影響等のやむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- (3) 受託者は、成果物が他者の所有権や著作権、肖像権を侵害しないことを保証するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。